

2. 健康保険に関する手続き

① 国民健康保険に加入していた方

手続き	国民健康保険資格確認書の返却		
期限	速やかに	手続きできる人	どなたでも可能
持ち物	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書(お持ちの方)		
詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険に加入していた方が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために国民健康保険資格確認書を回収しています。(資格情報のお知らせは返却不要です。) ・返却が難しい場合は、はさみ等で細かく切って処分してください。 		
問合せ先	住民課 (総合庁舎1階・1番・ピンク色の窓口) ☎0748-58-3702		

手続き	葬祭費の申請		
期限	葬祭を行った日から2年	手続きできる人	葬祭執行者(喪主様)
持ち物	<input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(領収書等) <input type="checkbox"/> 口座が確認できる預金通帳等(喪主様名義のもの)		
詳細	国民健康保険に加入していた方が亡くなられた場合は、葬祭を行った方に葬祭費(5万円)が支給されます。 ※以前加入していた健康保険から葬祭費等が支給される場合、国民健康保険からは支給しません。		
問合せ先	住民課 (総合庁舎1階・1番・ピンク色の窓口) ☎0748-58-3702		

手続き	高額療養費の申請		
期限	2年以内	手続きできる人	相続人
持ち物	<input type="checkbox"/> 預金通帳(相続人様名義のもの)		
詳細	国民健康保険に加入していた方が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。		
問合せ先	住民課 (総合庁舎1階・1番・ピンク色の窓口) ☎0748-58-3702		

手続き	国民健康保険税の精算		
期限		手続きできる人	相続人
持ち物	≪保険税の還付がある場合≫ <input type="checkbox"/> 振込先口座が確認できる預金通帳等(相続人名義)		
詳細	保険税を月割りで再計算し精算を行います。		
問合せ先	税務課 (総合庁舎1階・2番・みどり色の窓口) ☎0748-58-3750		

2. 健康保険に関する手続き

② 後期高齢者医療制度に加入していた方

手続き	後期高齢者医療資格確認書の返却		
期限	速やかに	手続きできる人	どなたでも可能
持ち物	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書(お持ちの方)		
詳細	後期高齢者医療制度に加入していた方が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために資格確認書を回収しています。 ※返却が難しい場合は、はさみ等で細かく切って処分してください。		
問合せ先	住民課（総合庁舎1階・1番・ピンク色の窓口） ☎0748-58-3702		

手続き	葬祭費の申請		
期限	葬祭を行った日から2年	手続きできる人	葬祭執行者(喪主)
持ち物	<input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(領収書等) <input type="checkbox"/> 振込先の口座が確認できる預金通帳等(喪主様名義のもの)		
詳細	後期高齢者医療制度に加入していた方が亡くなられた場合は、葬祭を行った方に葬祭費(5万円)が支給されます。 ※以前加入していた健康保険から葬祭費等が支給される場合、支給されません。		
問合せ先	住民課（総合庁舎1階・1番・ピンク色の窓口） ☎0748-58-3702		

手続き	高額療養費の申請		
期限	2年以内	手続きできる人	相続人
持ち物	<input type="checkbox"/> 預金通帳(相続人様名義のもの)		
詳細	後期高齢者医療制度に加入されていた方が、支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。		
問合せ先	住民課（総合庁舎1階・1番・ピンク色の窓口） ☎0748-58-3702		

手続き	後期高齢者医療保険料の精算		
期限	2年以内	手続きできる人	相続人
持ち物	≪保険料の還付がある場合≫ <input type="checkbox"/> 振込先口座が確認できる預金通帳等(相続人名義)		
詳細	保険料を月割りで再計算し精算を行います。		
問合せ先	住民課（総合庁舎1階・1番・ピンク色の窓口） ☎0748-58-3702		